平成３０年（フ）第７９号
長野県須坂市大字日滝306番地４　シャングリラ105号室
債務者　綿貫　一貴
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９１号
長野市吉田３丁目26番３号
債務者　小林　知佳
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９９号
長野県飯山市大字木島222番地１　サン・ハウスＢ102号
債務者　齋藤　　豪（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７８号
兵庫県高砂市竜山１丁目３番52―２号
債務者　平良　照子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２９７号
広島県安芸郡海田町稲葉５番33―８号
債務者　林　　知明
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４号
福岡県久留米市青峰１丁目８番５―301号、前住所福岡県久留米市東合川３丁目２番20―201号
債務者　石橋　秀美
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１３１号
北海道旭川市忠和３条７丁目１番５―306号市住5306号
債務者　加本　勝義
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０１５号
大阪市淀川区十八条２丁目14番27―703号
債務者　上垣　友美
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０３５号
大阪市淀川区新高１丁目13番40―502号
債務者　中口　寅泰
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１１９号
大阪府大東市灰塚５丁目２番15号
債務者　榎並　一男
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１４１号
大阪府門真市御堂町６番８号
債務者　友廣　和子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３０３号
大阪市生野区中川西２丁目23番12号　エニシダ中川西　205、前住所大阪市生野区生野東１丁目９番10号
債務者　西尾　政実
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３６７号
大阪市生野区林寺２丁目２番22号　サム・カーサ　202号
債務者　坂本　　隆
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３０３号
静岡県榛原郡吉田町片岡1024番地の１　グランディールⅠ303
債務者　鈴木　真也
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５号
大分県速見郡日出町大字藤原4617番地　大分県渓泉寮
債務者　出雲　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月７日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第７７４号
横浜市青葉区美しが丘２丁目13番地２　レガートたまプラーザ305
債務者　佐々木美和
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部